平成２３年（フ）第５２号
北海道美唄市西３条南６丁目１番19―６号
債務者　澤　　昇二
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第６１号
北海道岩見沢市美園７条８丁目２番３―306号　エカポール
債務者　渡邊　正之
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第２８５号
神奈川県伊勢原市石田899番地の３、住民票上の住所神奈川県座間市緑ケ丘５丁目７番８号
債務者　遠藤　篤樹
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２８８号
神奈川県小田原市久野752番地の２　ファミリーコーポ203
債務者　財津　善隆
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３０８号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3584番地の２　エクセール101
債務者　岡　　瞳
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１８８号
新潟市中央区小張木３丁目１番27号
債務者　野崎　　晃
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６１号
新潟県新発田市緑町１丁目２番２号
債務者　小野　和博
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第２０号
新潟県上越市南城町４丁目２番29号、前住所新潟県上越市昭和町１丁目10番31号
債務者　閏間とし子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第３４号
新潟県上越市大字西ケ窪浜421番地22
債務者　荏草真由美
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第３９号
新潟県上越市国府１丁目23番７号　ハウディー１－Ｂ号
債務者　金子静子こと　金　　静子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第９４号
岐阜県多治見市明和町２丁目28番地の１　サンモール美木203、住民票上の住所長野県長野市大字南長池701番地13
債務者　増野　文恵
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第９５号
岐阜県多治見市明和町２丁目28番地の１　サンモール美木203
債務者　吉村　正**隆**
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第８１８号
名古屋市南区元柴田西町１丁目17番地　ロジュマン201号
債務者　稲田　千秋
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１６２号
名古屋市中村区岩塚町字林高寺東69番地の６
債務者　高橋喜代子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２１３号
愛知県あま市北苅郷東43番地１　カントリーハイツＣ棟101
債務者　因**幡**　正広
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２５６号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字野田118番地５
債務者　安藤　旭光
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９４号
愛知県岩倉市西市町小柳24番地２　井上荘２号室
債務者　小熊　博行
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部